

金融庁 八木原氏・清原国際法律事務所 清原弁護士を招聘 「有価証券報告書における“記述情報の充実”の要点」セミナーWEB配信

2020.03.04

「有価証券報告書における“記述情報の充実”の要点」と題し、2020年3月期から大きく変化しようとしている企業の有価証券報告書の記述情報充実の要点を伝えるセミナーを2月28日（金）に開催する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を鑑み、お客様の安全を再優先し、会場にお越しいただく形式のセミナーを中止とさせていただきます。ご参加を予定されていた皆様には、急遽WEB配信形式に変更となり、ご迷惑をおかけしたことを謹んでお詫び申し上げます。

WEB配信に関する詳細は、後日メール及び営業担当者よりご案内します。WEBセミナーの概要は次の通りです。

2019年1月31日に金融庁から公布・施行された「企業内容等の開示に関する内閣府令の改正」において、2020年3月末以降に終了する事業年度に係る報告書では、新しい開示ルールが完全適用されることとなります。当該セミナーでは、対応期限が迫りつつある中、潮流の根底にある問題意識と共に、従来の開示から何を变えていく必要があるのかをご理解いただき、企業の開示担当者の皆様が新しい情報開示に積極的に取り組んでいただくことを目的として開催しました。

第一部では、金融庁 企画市場局 企業開示課 八木原栄二企業財務調査官にご登壇いただきました。今回の改正における背景やその目的をはじめとして、2020年3月期から始まる経営環境や事業等のリスクについて経営者目線での説明など、

制度開示において金融庁が進めている改革について丁寧にお話いただきました。

第二部では、「有価証券報告書と統合報告書における開示の現状」と題して、当研究所ESG/統合報告研究室の高橋将光主任研究員より統合報告書や有価証券報告書における早期適用の事例や傾向を説明させていただきました。

第三部では「記述情報の開示の意義と留意点～投資家との建設的な対話の促進にむけて～」と題して、金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループのメンバーである清原国際法律事務所の清原健弁護士より今回の法改正の意義と、弁護士の立場からの留意点を分かりやすくご説明いただきました。

当研究所では、統合思考をベースとしたコーポレートコミュニケーションを実現することが、企業価値の向上に繋がる手段の一つであると考えています。今後もこうした制度開示・任意開示の垣根を越えて有益な情報を得られるセミナーを様々な手段を通じて開催していく予定です。



セミナーのWEB配信画面